

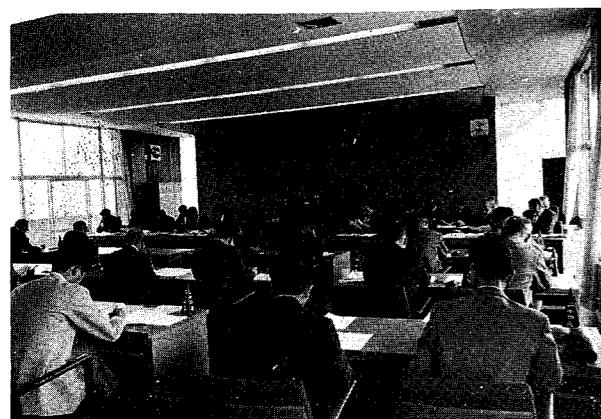
第2回定例村議会

四十六年度一般会計
二百四十万円補正

昭和四十七年第一回定例会が開かれ、村長から上程された議案三件、報告三件がそれぞれ原案どおり可決されました。

○選舉長等の費用弁償条件の一部改正
選舉長 一五〇〇→二五〇〇円
選舉立会人 一二〇〇→二〇〇〇円
開票管理者 一五〇〇→一五〇〇円
開票立会人 一二〇〇→一〇〇〇円
投票管理者 一五〇〇→一五〇〇円
投票立合人 一二〇〇→一〇〇〇円
これは選舉または投票における費用弁償です。また、更正決定
緑上補充の選舉会における費用弁償は、選舉長六〇〇
八→大字中山七七一延長
七〇八号外十二路線が村道に認定されました。

○川島村税条例の一部改正
これは地方税法の一部を改正する法律が昭和四十七年三月三十一日に地方税法で改正する法律が昭和四十七年三月三十一日に地方税法に認定されました。

本格化した
吹塚浄水場建設

北風の吹く1月に井戸のくつ鑿をはじめ桜の花と共にくつ鑿も終りよいよ建物の工事が今月にはじまりました。水量は2基で、1月6,514tと良い成績ですが、今年中に皆様のもとへ、給水できないのが残念です。来年の夏には、プール等豊富に使用していただこう拍車をかけております。

工事の担当会社は、建築土木配管工事を村内の株式会社島村組、ポンプ・電気計装工事を高崎市のクシダ工業株式会社に。

工期は、来年の6月末日ですが、この間地元の方々にご迷惑をおかけするかと思いますがご協力をお願いします。

ご協力ありがとうございます



宅地を買う人はご注意を

(電話)(四八八二八八二七・九二二二内線九二二二)

施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則の一部を改正する省令が四月一日に公布されたことに伴い川島村税条例の一部が改正されました。

○四十六年度川島村一般会計の補正
これは地方債二百四十万円を借り入れたことにより補正したもので、これにより四十六年度川島村の歳入歳出予算は五億八千四百六十万三千二千円になりました。

○川島水道事業会計継続費
緑越計算(第一次拡張事業)の報告
これは地方債三百四十三万三千八百八十一円。

さいきん、県庁の建築行政課には「この土地は、市街化調整区域内でも家が建てられるという既存権利付き不動産業者の勧めで土地を買ってしまった」という人がよく相談にみえます。一昨年、県内の六十九市町村では、市街化調整区域の指

定(これは線引と呼ばれている)が行なわれました。これにより原則として市街化調整区域内では建物を建てることができなくなりました。しかし、経過的な措置として、線引まえから自分の住宅、あるいは業務用の建物を建てるために土地を持つていて、経済的な措置として、線引まえから自分の住宅、あるいは業務用の建物を建てるために土地を持つていて、

できないくなってしまうといふ性質のものです。

土地を買う人は、「既存権利付きの土地ですよ」という業者のことばに乗せられないよう、じゅうぶんにご注意ください。

また、その土地は「既存権利付きの土地」とそれぞれ呼ばれていますが、この既存権利は、届出をした人が認められています。この土地を他人が買ったり借りたりした場合には、この権利は消滅してしまい、以後は建物を建てることが

あります。しかしどちらも、たとえ免除の条件に合つても、実際に手続きをとり除する制度を設けています。保険料の免除には、生活保護や国民年金の障害年金、母子扶養金を受けているときに届け出るだけで保険料の免

除が受けられる法定免除と納められています。しかしながら、年金の加算額は五千円が一万一千円に、二級の八千円が八千八百円になります。この改正は、昭和四十八年六月七日より七月一日午前八時三十分より午後五時まであります。(印鑑を持参ください)指定病院、指定施設にいる人は、病院に

もつしでれば病院内でできます。宣誓書を提出すれば不在者に投票ができます。

▼選挙人名簿に登録されている投票所の区域外において旅行、または滞在中である人。

▼やむをえない用務、または事故のため川島村外に旅行、または滞在中である人。

▼選挙管理委員会から配布された入場券を持参ください。投票時間は午前七時より午後六時までですから時間を忘れずあなたの選挙権をムダにしないようにしましょう。

かけ金を納めた人に支給される拠出制国民年金の給付額が、七月から一〇%引き上げられます。なお、各年金の加算額はこれまで一人目の子からつづき住所がある旨の村長の証明(住民票の写)が必要です。川島村から県内他市町村へ転出した場合も同様です。

不在者投票に
ついて
次のような事由で投票日に行けない人は、投票所に行けない人は、宣誓書を提出すれば不在者

会にあります。(印鑑を持参ください)指定病院、指定施設にいる人は、病院に

もつしでれば病院内でできます。宣誓書を提出すれば不在者に投票ができます。

▼選挙人名簿に登録されている投票所の区域外において旅行、または滞在中である人。

▼やむをえない用務、または事故のため川島村外に旅行、または滞在中である人。

▼選挙管理委員会から配布された入場券を持参ください。投票時間は午前七時より午後六時までですから時間を忘れずあなたの選挙権をムダにしないようにしましょう。

かけ金を納めた人に支給される拠出制国民年金の給付額が、七月から一〇%引き上げられます。なお、各年金の加算額はこれまで一人目の子からつづき住所がある旨の村長の証明(住民票の写)が必要です。川島村から県内他市町村へ転出した場合も同様です。

会にあります。(印鑑を持参ください

